別表３（第11条関係）

種　　別			金額（上限額、税別）	証ひょう	摘　要
委員会出席謝金	委員長		１日あたり22,000円	委員会関連資料(開催通知･出欠名簿･議事録)	１．大学本部主催の委員会については、人件費支給対象者には支払わない。 ２．代理出席者の手当については、本基準を準用する。
	委員		１日あたり19,800円	委員会関連資料(開催通知･出欠名簿･議事録)、委員委嘱状、委員就任承諾書	
	委員以外に、委員会の必要に応じて出席する者		１日あたり33,000円	委員会関連資料(開催通知･出欠名簿･議事録)	
講演会等謝金	講演		１時間あたり33,000円	開催案内、開催記録	１．左記の金額で算出する時間は、本人が講演を行う時間とする。 （ﾊﾟﾈﾙﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ・司会も同様） ２．講演等の実施にあたり事前または事後に打ち合わせ等の時間が必要な場合は、当該時間について１時間あたり11,000円を上限に支出を可能とする。 ３．証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。
	ﾊﾟﾈﾙﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ	座長	１時間あたり22,000円		
		ﾊﾟﾈﾗｰ	１時間あたり16,500円		
	司会		１時間あたり11,000円		
通訳謝金	講演会等		１時間あたり16,500円	開催案内、開催記録	１．本業でないものに対する場合の謝金。 ２．講演会等通訳について左記の金額で算出する時間は、本人が通訳を行う時間とする。 ３．通訳にあたり事前または事後に打ち合わせの時間が必要な場合は、当該時間について１時間あたり11,000円を上限に支出を可能とする。
	海外出張に伴う調査等		１日あたり22,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、通訳内容がわかる報告書	

				４．証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。 ５．外国にいる者に対して支出する場合には、当該国における貨幣価値を十分踏まえて、過度の支払いとならないように注意すること。
被験者謝金		１時間あたり 2,200円	実施内容を証するもの	１．証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。
ｱﾝｹｰﾄ謝金		１件あたり 1,100円	ｱﾝｹｰﾄの内容を証するもの	
聞き取り調査等謝金		１件あたり 11,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、聞き取り調査等の内容を証するもの	１．ﾋｱﾘﾝｸﾞ、ｲﾝﾀﾋﾞｭｰ等、聞き取り調査を受ける側に対するもの。
専門的知識の供与に対する謝金		１時間あたり 22,000円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、専門的知識の供与の結果	１．専門的知識の供与とは、個別専門的な研究・技術等について提供を受ける場合のことをいう。 ２．原則として、特殊もしくは専門的技術を有すると認められる者、または博士後期課程学生以上、もしくはこれと同等の知識および経験を有すると認められる者を支払いの対象とする。 ３．証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。
書面審査謝金		１件あたり 5,500円	書面審査の内容を証するもの	
原稿料謝金		１枚あたり 2,750円 (400字詰日本語原稿用)	依頼書等（依頼内容を証するもの）、原稿	１．研究代表者および研究分担者が、受託事業の「成果報告書」または「調査結果報告書」を執筆した場合は、原稿料支出の対象としない。
		１枚あたり 8,250円 （A4･日本語約1,200字）		
		１枚あたり 2,750円 （A4･外国語約200ﾜｰﾄﾞ）		
データ入力謝金		100字あたり 110円または 100ﾜｰﾄﾞあたり220円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、データ入力した成果物	１．本業でない者に対する場合の謝金。 ２．入力内容に応じて、いずれかの基準を適用する。
		A4･１枚あたり1,100円		
テープ起こし謝金	日本語	録音１時間あたり5,500円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、テープ起こしをした成果物	１．本業でない者に対する場合の謝金。 ２．証ひょうには支払い金額の算出方法を明示すること。
	外国語	録音１時間あ		

		たり8,250円		
翻訳謝金	日本語⇒ 欧米言語・中国語・韓国語・その他外国語	400字あたり 5,500円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、原本、翻訳されたもの	１．本業でない者に対する場合の謝金。
	中国語・韓国語⇒ 日本語、その他外国語	400字あたり 5,500円		
	欧米言語・その他外国語 ⇒ 日本語・その他の外国語	200ﾜｰﾄﾞあたり5,500円		
校閲謝金	日本語・中国語・韓国語	600字あたり 3,300円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、原本、訳されたもの	１．本業でない者に対する場合の謝金。
	欧米言語・その他外国語	300ﾜｰﾄﾞあたり3,300円		
WEB作成謝金		１時間あたり 2,200円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、Web画面コピー	１．本業でない者に対する場合の謝金。
イラスト・デザイン作成謝金		１枚（１デザイン）あたり 3,300円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、作成物コピー	１．本業でない者に対する場合の謝金。
モデル・舞踏・演劇・演奏等に対する謝金		１時間あたり 3,300円	依頼書等（依頼内容を証するもの）、成果物がある場合は提出	１．本業でない者に対する場合の謝金。

備考

１．別表３の基準を準用する場合、研究費によっては支出できない種別があるので、研究費ごとの支出基準を参照のこと。

２．別表３の基準を超えて謝金額を支払わざるを得ない場合、および上記以外の内容について謝金を支払う必要がある場合には、事前に研究推進部の承認を得ること。

３．別表３の基準は単価上限額を示したものであり、適用にあたっては個別の依頼内容を考慮し、単価を設定すること。

４．銀行口座に振り込む場合は、領収書は不要とする。現金で支払った場合は、領収書を必要とする。

５．１時間に満たない場合については、分単位で計算し支給することができる。

６．研究代表者（あるいは研究分担者）の監督下で、研究室等での研究補助業務を依頼する場合は、別表３に拠らず研究補助者またはリサーチ・アシスタントとして雇用の上、業務を依頼すること。

○上限金額は、消費税および所得税を含まない金額です。消費税および所得税については、上限金額とは別に加算して支払うことができます。

○消費税については、課税取引に該当し、かつ請求書の交付等により消費税額の請求があった場合には、謝金額に加算して支払います。なお、課税取引であっても消費税額の請求がない場合は、内税として上限金額の範囲で支払います。